

セルの説明	要入力箇所
	要選択箇所
	入力不要箇所

セルの説明に沿って入力ください。

見本

②実績報告書（対象者別内訳）
（実績報告様式1-1,1-2）

実績報告書(対象者別内訳)【就業促進】

令和8年度 1 月に雇用終了した下記の者につき、障害福祉サービス等職員就

記

免税か課税かのいずれかを必ず選択してください。
(応募登録時の情報もしくは雇用確定届を確認してください。)未
選択のままだと正しく数値が反映されません。

課税

課税事業者・免税事業者いずれかを選択

1 対象者雇用実績内容

対象者管理番号	4	—	①	雇用期間	2026/8/10	2027/1/31									
雇用事業所等名	グループホーム フクシロウの家			資格取得(研修修了)状況と、継続雇用の状況を入力											
対象者氏名	フリガナ フクシ タロウ	氏名 福祉 太郎	資格取得(○×)	○	契約終了後の継続雇用(○×)	○									
雇用期間内に資格取得ができなかった理由 ※資格取得(×)の場合のみ →原則、委託料支払い対象外です。															
勤務形態 ※いずれか選択	○	週30時間以上40時間以下													
		週20時間以上30時間未満													
①賃金	賃金のみ	1,300円	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125時間 30分</td><td>125時間 0分</td><td>135時間 0分</td></tr> <tr> <td>143時間 30分</td><td>132時間 0分</td><td>134時間 0分</td></tr> </tbody> </table>	8月	9月	10月	125時間 30分	125時間 0分	135時間 0分	143時間 30分	132時間 0分	134時間 0分	=	1,033,500円
8月	9月	10月													
125時間 30分	125時間 0分	135時間 0分													
143時間 30分	132時間 0分	134時間 0分													
賃金台帳等により、事業対象期間の社会保険の加入状況(天引き状況等)を確認します。	○	雇用期間を通じて社会保険にすべて加入している場合は○を選択 ※いずれか1つでも加入していない場合は「加入×」を選択	=	155,025円											
雇用・労災保険のみの加入であっても、労働関係法令の遵守状況を本誓約欄で確認します。	○	労働関係法令等を遵守している。 ※法令等を遵守し、適切に社会保険等の加入手続きを完了させてください。労働関係法令違反は、社会保険加入条件は事業者用Q&A No.33を参考にしてください。	=	1,188,525円											
②研修受講費 ※税込額を入力 免税事業者=税込額 課税事業者=税込額を反映	研修種別	介護福祉士実務者研修【初任者研修等修了者のみ選択可】	金額	税込	160,000円										
	研修機関名	○×カレッジ	税抜	145,454円	145,454円										
	受講期間	2026/8/15 ~ 2027/1/11													
③求人広告費 ※1-2に入力 免税事業者=税込額 課税事業者=税込額を反映						= 229,953円									
④管理事務費						40,000円									
事業経費計						1,603,932円									
委託料上限額															
委託料上限額						= 1,980,000円									
請求額	請求額	※請求額	1,603,932円												
請求額	上記に占める賃金計の割合	※事業費の50%以上を賃金が占める必要があります。50%未満の場合は賃金が50%になるよう調整を行います。	74.1%												
請求額	消費税	※課税事業者のみ金額が反映されます。	160,393円												
請求額	請求額(合計)	※この金額を実績報告様式2 請求書の「※請求対象者一覧」に記載してください。	1,764,325円												
請求額算出の条件	1)雇用確定届で確定した委託料上限額の範囲内(「委託料」) 2)さらに、請求額(税抜)に占める賃金割合が50%以上となるように調整されます。														

請求額は下記「請求額の算出条件」に基づき、自動計算されます。
事業経費計が雇用確定届の委託料上限額の範囲内⇒事業経費計の金額
事業経費計が雇用確定届の委託料上限額を超える⇒委託料上限額の金額
※さらに、請求額(税抜)に占める賃金割合が50%以上となるように調整されます。

②研修受講費、③求人広告費について
免税事業者、課税事業者いずれも税込額を入力
※免税事業者は税込額が、課税事業者は税抜額が反映されます。

この金額を①請求書(実績報告様式2)「請求対象者一覧」に転記してください。

[illegible]